

調 書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号
決 定 日	平成 2 4 年 6 月 2 0 日
裁 判 所	最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官	千葉勝美
裁判官	竹内行夫
裁判官	須藤正彦
裁判官	小貫芳信
当 事 者 等	申立人 X 相手方 国
原裁判の表示	大阪高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成 2 3 年 4 月 2 7 日判決）
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第 1 主文 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。 第 2 理由 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。 平成 2 4 年 6 月 2 0 日 最高裁判所第二小法廷 裁判所書記官	